2019年7月25日　　第10号

ZENROREN
全労連青年部ニュース
YOUTH TOPIC
つながる・たたかう・支えあう青年部を
ホームページhttp://www.zenroren.gr.jp/jp/seinen/　　ブログhttp://blogs.yahoo.co.jp/zenrourenpower

# 最賃改定額の目安審議にむけ意見書を提出！

全労連青年部は、7月22日に中央最低賃金審議会目安小委員会委員あてに「2019年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書」を提出しました。全労連青年部として初めてのとりくみです。今年度の地域別最低賃金の改定にかかわる目安のあり方について意見を述べ、「1．地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度を確立すること」「2．最低賃金は今年度の改定で時給1,000円以上とするとともに、早急に時給1,500円以上に引き上げること」を求めました。

## 中央最低賃金審議会 第2回目安小委員会包囲行動に参加！

▲厚労省内の中賃小委員会に向けシュプレヒコール！

22日15時から中央最低賃金審議会第2回目安小委員会が厚労省内で開かれました。第2回目安小委員会の開催にあわせ、全労連・国民春闘共闘委員会の共催で包囲行動を行い、「最低賃金今すぐ1,000円、めざせ1,500円！地域間格差を解消せよ」との声を審議会に向け訴えました。行動には30人が参加し、各団体からのスピーチとして福祉保育労、日本医労連、生協労連、自交総連、全労連・全国一般、そして全労連青年部から保科雄治副部長が発言しました。

保科副部長は「全労連青年部として本日意見書を提出した。いま最賃が一番高い東京と一番低い鹿児島には224円もの差があり、格差があるのはおかしい」と指摘しました。日本医労連青年協の事務局長でもある保科副部長は、「先日、九州の医労連の青年と話す機会があった。その青年はもとは東京にいた。妹は東京で看護師をしているが、経験年数は自分より少ないのに賃金は自分より高く、おかしいと感じると話していた。医療現場では賃金の低さと人手不足の相関関係は大きく影響し、ひいては医療サービスの質につながる問題であり、とても深刻だ」と語り、「地域間格差をなくすとともに、いますぐ最賃額の引き上げが必要。いくつかの地域の青年は最賃生活体験にとりくんでいる。体験した8割もの青年が最賃で生活するのは無理だと言っている。また、奨学金の返済を抱える青年も数多くおり、低い賃金は青年の生活をさらに苦しめている。経済的不安から、子どもを産むことをためらう青年もいる」と、意見書に込められた青年たちの思いを伝えました。最後に、「最賃の地域間格差をなくし、今すぐ1,000円、そして1,500円の実現を早期に求める」と小委員会に向け訴えました。

# ディーセントワーク最賃デー都内宣伝行動で青年の訴え響く！

同 22 日 18 時半より新宿駅西口でディーセントワーク統一行動として、最賃デー都内宣伝行動が開催されました。70 人が参加し、全労連青年部、非正規センター、東京地評青年協、国公労連、日本医労連、全労連から発言がありました。

## ◆生協ではたらく仲間の声

全労連青年部からは生協労連書記次長でもある中岡健太常任委員がスピーチしました。中岡常任委員は生協の職場に最賃がどのように影響しているかについて「最賃にはランクがあり、全国で差がある。一番低いDランクはいまだに 700 円代。生協で働くパートやアルバイトの時給は、この最賃に張り付いており、時給 700 円代で家賃、子育て、学費など生活のすべてを賄うことはほとんど不可能」と話しました。続けて、「苦しいのはパートやアルバイトだけではない。正社員も満足な給与をもらっていない。時給に換算すれば 1,000 円を割り込む労働者もいる。東京で働いていて、手取りが 21 万くらいなら、最低賃金よりも低い額で働いていることになる。この低すぎる最賃を 1,000 円以上に引き上げれば、正規でも非正規でも暮らしや生活は改善される」と話しました。最賃の地域間格差と地域経済に及ぼす影響について触れ、「東京は都会で物価が高いから 985 円、私の地元の高知は田舎だから物価が安い、だから 762 円。このように決められていると言っても過言じゃないほど、十分な説明もなく格差が容認されている。賃金が安くても、それ以上にものを安く買えれば暮らしていけるというのは間違い。適正価格でものを買わないと、生産者も事業主も生業を続けていけない。都会でも田舎でも、同じ仕事で同じ時間働けば、同じ賃金を払うのは当たり前。皆さんどう思いますか？」と問いかけました。また、「最賃が低すぎて生活を維持するために、長時間働かなければならない状態に追い込まれているという問題がある。これは多くの青年にも当てはまる。職場には、ダブルワーク、トリプルワークと、仕事を掛け持ちしている仲間がたくさんいる。長時間労働で心と体を壊したが、病院に行くお金も惜しい、そんな声も聞こえてくる」と、青年をはじめ長時間労働に苦しめられている多くの労働者の叫びを訴えました。

最後に、「これ以上、苦しいこと、悲しいことを我慢しなくてもいい職場、社会をつくりましょう。私たちには、8 時間働けば、まともに暮らせる賃金が今すぐ必要。声を上げれば、社会は必ず変えられる。一緒に声を上げていきましょう！」と呼びかけました。

## ◆最賃 1,500 円は青年の切実な願い

12 日に意見書を提出した東京地評青年協の議長である千保法之さんは、「いま非正規労働者が増え、ダブルワーク、トリプルワークで働く青年労働者は数多くいる。正規職員も低賃金に悩まされ残業代に頼らざるを得ない状況が長時間労働を生んでいる。青年協で『最賃路上アンケート』にとりくみ、『最賃 1,500 円になったら何がしたい？』という問いかけには『遊びたい、おいしいものが食べたい、旅行に行きたい』という答えのほか『貯金したい、大学に行きたい』という切実な声もあった。最賃 1,500 円の実現など求めて活動するエキタスの Twitter では『病院に行きたい、貯金したい』の声が多い。『生活賃金シミュレーション』にとりくんだ 20 代の男女からは『生活するにはかなり切り詰めないと無理』との声が上がっている。

働いて寝るだけが生活じゃない。８時間働けば普通に暮らせるというのは、青年の切実な要求だ」と訴えました。

また、国公一般にも所属している千保さんは「公務員にとっても最賃は重要。公務の現場には派遣職員もいて、入札制度によって賃金が下げられたりする職場がある。派遣元が変わるたびに賃金が変わる。非正規職員も多く、最賃に不満を持っている職員は多い。雇止めも問題だ」と語りました。「最賃 1,500 円実現についてどう思う？と聞くと非現実的と答える青年もいるが、実現が難しくても最賃 1,500 円に向け仲間が行動している。決して高すぎる金額ではない。一刻も早く実現し、青年が安心して暮らせる社会にしたい」と訴えました。

宣伝ではチラシ入りポケットティッシュの配布のほか「最賃署名」と「最賃 1500 円になったらアンケート」も集め、署名は 17 筆、アンケートには 9 人が回答してくれました。自ら寄ってきて署名やアンケートに協力してくれる青年の姿もあり、多くの人が弁士の話に耳を傾けていました。参議院選挙開票日の翌日ということもあり、最賃への関心の高まりが感じられる宣伝行動でした。

今こそ青年が「贅沢は言っていない。本当に生活が苦しい、不安だ」と率直な声を上げることによって、多くの若い仲間が救えるはずです。私たちの大切な要求として、一緒に声を上げていきましょう！

## ● 最低賃金審議会とは？ ●

最低賃金に関する調査・審議をする組織です。
「最低賃金法」に基づいて厚生労働省には「中央最低賃金審議会（通称：中賃）」、各都道府県労働局には「地方最低賃金審議会（通称：地賃）」が設置されています。
最低賃金審議会は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成されています。
中央最低賃金審議会が毎年提示する最低賃金改定額の目安を参考に、各地方最低賃金審議会が審議・答申し、各都道府県労働局長が「地域別最低賃金」を決定しています。
「地域別最低賃金」とは、産業や職種にかかわりなく、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に１つずつ、全部で 47 件の最低賃金が定められています。
地域別最低賃金は、⑴労働者の生計費、⑵労働者の賃金、⑶通常の事業の賃金支払能力を総合的に考えあわせて定めるものとされていて、「労働者の生計費」を考慮するにあたっては、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。
各都道府県の最低賃金は物価や所得水準などの指標をもとにＡ～Ｄランクに分けられており、中央最低賃金審議会はＡ～Ｄランク毎に引き上げの目安額を提示しています。

今年は７月３０日に中央最低賃金審議会目安小委員会から目安額が答申され、翌３１日に中央最低賃金審議会で目安額が決められる予定です。多くの都道府県では８月１日より地方最低賃金審議会が開催されます。
最低賃金額の発効日は各都道府県により異なりますが、多くは 10 月１日からスタートします。

### ＊＊＊ 全労連青年部 今後のとりくみ ＊＊＊

★ Ring! Link! Zero2019 in Nagasaki　８月７日　18：30 ～ 20：00　於長崎市民会館体育館
★ 原水禁大会長崎大会第９分科会青年のひろば　８月８日　9：00 ～ 15：00　於長崎市民会館体育館
★ 全労連青年部第３２回定期大会　９月２８日～２９日　於全労連会館２Ｆホール

＊青年の元気なとりくみやニュースをお寄せください＊
＜ youth@zenroren.gr.jp ＞まで＾＾

2019 年 7 月 22 日

中央最低賃金審議会目安小委員会委員 各位

全国労働組合総連合青年部
〒113-8462　東京都文京区湯島 2-4-4
TEL03-5842-5611　FAX03-5842-5620
副部長　保科　雄治
副部長　阿部　のぞみ
副部長　八重田　景子

# 2019 年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様に敬意を表します。今年度の地域別最低賃金の改定にかかわる目安のあり方について、全国労働組合総連合青年部（略称：全労連青年部）としての意見を述べ、検討に反映されるよう求めます。

１．地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度を確立すること

現在、最低賃金が一番高い東京都と一番低い鹿児島県では、224 円もの地域間格差があり、鹿児島県からみて 3 割弱もの賃金格差となっています。また、最低賃金の最高額と最低額の差はここ 20 年をみても拡大しており、1998 年の差は 103 円だったものが、2018 年には 224 円と 2 倍以上の差となっています。

ここ 7 年間で全労連加盟の 22 の道府県組織が、「最低生計費試算調査」を行ったところ、地方によって家計費目に特徴はありますが、全国どこでも、25 歳単身者が自立してふつうに生活するには月収 22～24 万円（税込額）は必要という結果が出ています。

総務省「小売物価統計調査（構造編）」によれば、2018 年の消費者物価指数について、全国平均を 100 とした場合で最高の神奈川県が 104.2、最低の群馬県が 96.9 と差は 7.3 ポイントしかありません。「最低生計費試算調査」をみても、「小売物価統計調査」をみても、生活に必要な金額は全国で大きく変わることはなく、このような賃金格差は不合理であるとしか言えません。前述の月額 22 万円を得るには、現実的である月 150 時間労働で換算すれば、おおよそ時間給 1,500 円程度となり、一番高い東京都の 985 円でも程遠い現状があります。

また、最低賃金の低い地方から高い地方への人口流出による地方での人手不足が深刻な問題になっています。特に若い世代は都市部に流れやすく、若年層の人口流出を放置すれば地域経済の崩壊に繋がりかねません。

全国どこでも安心して暮らせる社会の実現のため、全国一律最賃制度の速やかな確立を強く求め、今年の審議では地域間格差をなくす意志を示してください。

２．最低賃金は今年度の改定で時給 1,000 円以上とするとともに、早急に時給 1,500 円以上に引き上げること

最低賃金は全国加重平均で現在 874 円になっています。これは、月額換算（月 173.8 時間労働）すると 151,901 円となり、年収は約 182 万円です。税金・社会保険料などを差し引くと更に低く、まともな生活ができる水準に達していないことは明らかです。憲法 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで早期に引き上げられるべきです。

愛知や山口、岩手などの青年は、最低賃金月額で 1 ヶ月間生活をする「最低賃金生活体験」に取り組みました。毎日家計簿をつけ、節約に節約を重ねても 8 割の人が現在の最低賃金ではまともに生活ができないという結果が出ており、月に数万円単位の赤字がほとんどであり、10 万円を超す赤字の人もいました。体験者からは「ガマンと買わない努力の毎日で文化的な生活を送るためには最低賃金は不十分」「病院の通院をやめ、薬を買うのももったいないと思った。しんどい、金が足りない、生きている楽しみがない」といった声が挙げられています。このことからも最低賃金でフルタイム勤務をしても「まともに暮らせない」ことは明らかだと言えます。

最低賃金の引き上げは、非正規雇用労働者の生活改善の面からも重要です。総務省の労働力調査によると 15～24 歳の 49.8%、25～34 歳の 24.9%は非正規労働者です。ただでさえ低い賃金で生活するなか、奨学金の返済が重い負担となっている青年もいます。全労連青年部が 2017 年に行った「奨学金アンケート」の結果では、最大 1600 万円、平均して 280 万円の奨学金を返済しており、月々の返済を 56.4%の人が負担に感じていると回答しています。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金 3 ヶ月以上の延滞者のうち、45.7%は非正規社（職）員・従業員又は無職・失業中・休職中で 70.1%が年収 300 万円以下です。また、社会問題となっている「少子化」の主因は、非婚化、晩婚化と言われています。20～30 代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」です。現在の最低賃金額では、一番高い東京都の 985 円でも、年間 3000 時間以上働かなければ年収 300 万円に到達できません。このような水準では結婚もできず、将来の不安から子どもを産み育てることもためらってしまいます。少子化解消のためにも、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金の保障、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

本年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太方針 2019）では「より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」としたうえで「我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準」であることを認めています。最低賃金の引き上げは喫緊の課題であることは間違いありません。

以上の理由から、青年労働者が将来に希望を持って生活できる水準とするため、最低賃金は今年度の改定で時給 1,000 円以上とするとともに、早急に時給 1,500 円以上に引き上げることを強く求めます。

以上